

第3号議案

『定款』第6章第49条【財産の管理運用】の改訂について

『定款』第53条【定款の変更】の規定に基づき、下記第49条を改訂する。

(現行条文)

【財産の管理運用】

第49条 この法人の財産の管理・運用は会長が行うものとし、その方法は、別途定める『財産管理運用規程』によるものとする。

(上記を改訂し以下の通りとする)

【基本財産等の管理運用】

第49条 この法人の目的である事業を行なうために不可欠な財産(別表第1)をこの法人の基本財産とする。

2. 基本財産は、この法人の目的を達成するために、善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとする時は、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

3. その他この法人の財産の管理運用は、別途定める『財産管理運用規程』によるものとする。